

記入上の注意

申請全般について

- 本人・同一世帯の親族以外の代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
- 相続人が申請される場合、被相続人の死亡及び続柄が確認できるもの（戸籍等）の添付をお願いすることがあります。
- 他市区町村在住の方が同一世帯の親族の証明を申請される場合は住民票の写し等、同一世帯であることが分かる書類を同封ください。
- 長門市を転出された後に姓が変わられた方は、旧姓もご記入ください。

市県民税に関する証明について

- 申請先は、1月1日現在の住所地の市区町村です。
例) 令和3年度の証明 → 令和3年1月1日にお住まいの市区町村
- 所得内容は、前年中（令和2年1月1日～12月31日）のものです。
- 新年度の証明は、6月上旬以降の発行となります。

納税証明について

- 継続検査（車検）用軽自動車税納税証明書を申請される場合は、納税証明書関係欄の「軽自動車税」を選択（□にチェック）して車両番号を記入し、車検証の写し及び申請者の本人確認書類の写しを同封してください。
- 納付後2週間以内に申請される場合は、領収書の写しを同封してください。

固定資産税に関する証明について

- 評価証明書又は公課証明書を申請される場合は、所有している「物件全部」が必要か、「物件一部」が必要かを選択してください（□にチェック）。
「物件一部」の場合は、必要な物件の所在地を記入し、「土地」又は「家屋」を選択してください（○で囲む）。

手数料（令和3年11月1日現在）

証明書の種類	手数料
所得課税証明書	1年度1通につき 150円
課税・非課税証明書	
納税証明書	1年度1税目1通につき 150円
継続検査用軽自動車税納税証明書	無料
名寄帳	1年度1納税義務者1通につき 150円
無資産証明書	
固定資産評価証明書	土地、家屋ごと 1年度1納税義務者1通につき 150円 ※1枚に6物件まで記載可能
固定資産公課証明書	
営業証明書	1通につき 150円

※証明書の名称、証明内容、証明手数料は市区町村によって異なりますので、事前に申請先の市区町村にご確認ください。

郵便請求の方法

- ①申請書………税務諸証明交付申請書（郵便請求用）に記入してください。
- ②本人確認書類の写し…別紙「市税に関する証明等申請時の「本人確認」方法について」をご参照ください。
- ③手数料………相当額の郵便定額小為替を郵便局で購入してください。
- ④返信用封筒……郵便番号、住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。
※返信先は、申請書及び本人確認書類で確認できる申請者の住所のみとなります。

上記①②③④を同封のうえ、下記へ郵送してください。

[送付及びお問い合わせ先]

〒759-4192

山口県長門市東深川 1339 番地 2

長門市役所 税務課 市民税班 TEL 0837-23-1123

固定資産税班 TEL 0837-23-1125